

福井県産業振興施設利用規程

(目的等)

第1条 この規程は、福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例（平成7年福井県条例第7号）（以下「条例」という。）施行規則第6条の規定に基づき、福井県産業振興施設（以下「産業振興施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、産業振興施設の貸出用の施設または設備（以下「施設等」という。）を利用する者に適用するものとする。

(利用時間)

第2条 産業振興施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、午後5時以后において、別表第2に掲げる施設を利用する者がない場合における開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 一般財団法人福井県産業会館（以下「財団」という。）理事長（以下「理事長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の利用時間を変更することができる。

（1）メインホールを前項に掲げる時間以外に使用する必要がある場合または管理会議棟の各室もしくは屋外広場等をメインホールと併せて前項に掲げる時間以外に使用する必要がある場合

（2）産業振興施設の管理運営上特に必要があると認める場合

(休館日)

第3条 産業振興施設の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、理事長は、運営の都合上必要なときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(利用の申請)

第4条 産業振興施設の施設等の利用の申請は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める申請期間内に、理事長に対し、利用申請書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めるとときは、申請期間を変更することができる。

2 施設等の利用申請をしようとする者は、施設等の予約のため、仮申請をすることができる。この場合において、仮申請をした者は、当該仮申請の日から起算して14日以内に前項の利用申請書を提出しなければならない。

3 前項の仮申請は、利用申請をしようとする者から理事長あての書面（ファクシミリを含む。）またはメールによるものとし、利用日時、利用施設、入場人員、最高入場料および理事長が必要と認める事項を記載するものとする。

(利用の許可)

第5条 理事長は、第4条の申請に対し、速やかに申請内容を確認し、利用の許可をしたときは、利用の申請を受け付けた日から2週間以内に利用許可書（様式第2号）を、利用の申請をした者（以下「申請者」という。）に、交付するものとする。

2 前条第1項の利用の申請に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合、理事長は、福井県知事（以下「知事」という。）と協議をしなければならない。

- (1) 産業振興施設の施設等を損傷し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (2) 産業振興施設内の秩序または風俗を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) 他の者の施設等の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) その他産業振興施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(利用許可の変更)

第6条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用変更申請書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の変更を許可したときは、利用変更許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(利用許可の取消し、利用の中止等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、理事長は利用者に対し、第5条の許可を取消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは産業振興施設を現状に回復することその他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 産業振興施設の施設等を損傷し、もしくは滅失したときまたはそのおそれがあるとき。
- (2) 公共の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等の利用許可の際に付した条件等に違反しているとき。
- (4) 偽りその他不正な手段で利用許可を受けたことが明らかになったとき。
- (5) 許可を受けた利用目的以外に利用しているとき。
- (6) 利用権を第三者に譲渡し、または転貸したとき。
- (7) 関係機関等または理事長の指示、命令等に従わないとき。
- (8) 災害発生時において、福井県が利用する必要が生じたとき、または感染症拡大防止対策等により国または福井県が施設の利用中止もしくは催事の開催中止の勧告をしたとき。ただし、国または福井県による自粛要請等を受け、利用者が施設の利用中止または催事開催中止をしたときは、利用者の判断による施設の利用取消しまたは催事の取消しと見なす。
- (9) 理由なく、期限までに利用料金が納入されないとき。
- (10) 利用者から利用を中止する旨の申出があったとき。
- (11) その他産業振興施設の管理運営上支障があるとき。

2 理事長が前項の利用許可の取消しを行った場合には、利用者に対し、利用許可取消通知書（様式第5号）を交付する。

3 利用者は、施設等の利用を中止する場合には、直ちに理事長に利用許可取消申出書（様式第6号）により、利用許可の取消しを申し出、前項の利用許可取消通知書の交付を受けなければならない。

（利用料金および実費料金）

第8条 利用者は、産業振興施設の施設等の利用料金（条例第13条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）および施設等の利用に係る電気料、水道料その他の実費料金（以下「実費料金」という。）を、理事長の請求に基づき、財団に納めなければならない。

2 利用料金は、別表第2または別表第3に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額と当該消費税額を課税標準として課される地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額（以下「消費税等」という。）に相当する額を加えて得た額とする。

3 実費料金は、別表第4に定める額に消費税等に相当する額を加えて得た額とする。

（利用料金等の納入時期等）

第9条 利用者は、利用料金および実費料金として、別表第5の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額をそれぞれ同表中欄に定める時期に、納入しなければならない。ただし、理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、同表に定める納入時期を変更することができる。

- (1) 利用者に利用料金を前納できない相当の理由があるとき。
- (2) その他理事長がやむを得ない事由があると認めるとき。

（利用料金の還付）

第10条 条例第14条の規定による利用料金の還付に関する基準は、別表第6に定める。

（利用料金の免除）

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部または一部を免除することができる。

- (1) 災害時における緊急措置のため、施設等を利用するとき。
- (2) 県内に学校を設置する学校法人（私立学校法（昭和24年法律第70号）第3条の学校法人をいう。）が主催する事業のため、施設等を利用するとき。
- (3) 県内に所在する社会福祉法人（社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第45号）第22条の社会福祉法人をいう。）が主催する事業のため、施設等を利用するとき。
- (4) その他理事長が特に必要があると認めるとき。

2 利用料金の免除に係る手続きについては、理事長が別に定めるところによる。

（申請当の行為の受付時間および期限の特例）

第11条の2 第4条および第6条から第7条ならびに前条の規定による申請または申出

の行為の受付時間は午前9時から午後5時まで（休館日を除く。）とする。

- 2 前項の申請または申出の行為の期限で期間をもって定めるものが休館日に当たるときは、休館日の翌日をもってその期限とみなす。
- 3 第9条の納入期限が次に掲げる日に当たるときは、これらの翌日をもってその期限とみなす。
 - (1) 休館日
 - (2) 日曜日および土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(禁止行為)

第12条 利用者は、産業振興施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに通行の妨害となる行為をすること。
 - (2) 面接を強要し、または寄附を強要すること。
 - (3) 示威行為または騒音を発生する行為をすること。
 - (4) 施設等を損傷し、または滅失すること。
 - (5) 指定された場所以外において、飲食または喫煙をすること。
 - (6) プライバシーを侵害する写真や動画の撮影および録音をすること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、産業振興施設の管理運営に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で理事長が別に定めること。
- 2 利用者は、その請負人、イベント参加者その他利用者が行うイベントの関係者に対し、前項各号に掲げる行為を行わないよう、指導監督をしなければならない。

(承認を要する行為)

第13条 利用者は、産業振興施設において、次に掲げる行為を行う場合には、事前にその内容を理事長に届け出て、その承認を得なければならない。

- (1) ポスター、看板、懸垂幕、旗、チラシその他これらに類するものを掲示し、掲揚し、または配布すること。
 - (2) 物品の販売、飲食物の提供、寄附金の募集その他これらに類する行為を行うこと。
 - (3) 業として写真または映画もしくは動画の撮影をすること。
 - (4) 放送の中継、録音または録画を行うこと。
 - (5) 爆発物、劇物、凶器その他の危険物を持ち込むこと。
 - (6) 火気を伴う器具を使用すること。
 - (7) 仮設工作物を設置すること。
- 2 利用者は、その請負人、イベント参加者その他利用者が行うイベントの関係者に対し、前項各号に掲げる行為を行う場合にあっては、事前に内容を理事長に届け出て、その承認を得るよう、指導監督をしなければならない。

(利用計画書の提出等)

第14条 利用者は、理事長が必要と認めた場合には、理事長の指定する日までに、利用計画書その他理事長が必要と認める書類を提出し、利用計画について理事長の指示を受

けなければならない。

- 2 利用者は、産業振興施設の利用に当たって法令等で定められた事項を利用者の責任において所轄の関係機関等に対し、届出、許可申請等を行い、関係機関等の指示に従わなければならない。
- 3 理事長は、利用者が産業振興施設を適正かつ有効に利用することができるよう、利用者に対し、指導助言を行うものとする。

(報告、職員等の立入り、指示等)

第15条 理事長は、産業振興施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し必要な報告をさせ、または財団の職員またはその請負人（以下「職員等」という。）に利用を許可した施設に立ち入らせ、必要な指示をさせることができる。

(善管注意義務等)

第16条 利用者は、善良な管理者の注意をもって、施設等を利用しなければならない。

- 2 利用者は、自己の責任において展示品等の管理を行うものとする。
- 3 利用期間中の場内および駐車場の案内、警備、清掃ならびに廃棄物処理については、利用者の責任と負担により行うものとする。
- 4 施設利用に伴う施設内外の安全確保等については、利用者の責任と負担により行うものとする。

(原状回復義務)

第17条 利用者は、産業振興施設の利用が終わったときは、利用者の負担により施設等を原状に回復した後、職員等の点検を受けなければならない。

- 2 前項の規定による点検の結果、原状回復の状況に不足があるときには、職員等の指示に従い補正を行わなければならない。これを行わないときは、理事長がこれを行い、それに要した費用については利用者に請求する。
- 3 利用者の原状回復は、利用許可期間内で行うものとする。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(損害賠償責任)

第18条 利用者は、利用の許可を受けた施設等を損傷したときは、何人の行為であるかを問わず、速やかに職員等に届け出るとともに、その指示に基づき、これを原形に復し、またはその損害を賠償しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めた場合は、その賠償額の全部または一部の免除をすることができる。

- 2 利用者は、利用期間中に利用者の責めに帰すべき事由により入場者その他の関係者等に人身事故その他の損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 利用期間中における人身事故および展示物・諸用品等の盗難、破損事故等については、財団はその責を負わない。
- 4 天災、火災、停電、事故の発生、施設等の工事遅延、設備の破損など不測の事態により施設等の利用が不能となったとき、財団はその責を負わない。

5 第7条により、利用許可を取消したことにより発生した利用者およびその関係者の損害については、財団は一切賠償の責を負わない。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、産業振興施設の利用について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正別表第 1 の規定は、7 月 1 日以降の利用を申請するものから適用し、同日前の利用を申請するものについては、なお従前の例による。

別表第1(第4条関係)

区分		申請期間
イベントホール棟	メインホールの全階を利用する場合	利用開始日の2年前の月初1日から60日前まで
	メインホールの1階または2階を利用する場合	利用開始日の1年前の月初1日から60日前まで
	メインホールの1階の2分の1を利用する場合	利用開始日の6月前の月初1日から60日前まで
管理会議棟	イベントホール棟と併せて利用する場合	メインホールの利用区分に応じ、それぞれの申請期間と同じ期間
	上記以外の場合	利用開始日の6月前の月初1日から前日まで
屋外広場等	イベントホール棟と併せて利用する場合	メインホールの利用区分に応じ、それぞれの申請期間と同じ期間
	上記以外の場合	利用開始日の6月前の月初1日から前日まで

備考

- 1 下記に該当する団体は、イベントホール棟のみ申請期間のさらに半年前から申請できるものとする。
 - ・国、地方公共団体
 - ・全国的規模以上の大会等で利用する公的な団体
- 2 利用申請は、期間中原則先着順とするが、月初1日に限り1日間だけ受付期間を設ける。
- 3 月初1日の受付期間中に利用日程が重複した場合、下記の優先順位により利用者を決定する。
 - ①国、地方公共団体
 - ②全国的規模以上の大会等で利用する公的な団体
 - ③前年度イベント奨励事業の対象となった者
 - ④開催期間が長い者
- 4 前項の優先順位により決定できない場合、抽選により利用者を決定する。抽選方法については、理事長が別に定める。

別表第2(第8条関係)

1 イベントホール棟

(1)メインホール:平日利用

(単位:円)

区分	利用時間区分				
	(午前) 9:00~13:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:00~21:00	(全日) 9:00~21:00	夜間の使用1時間 17:00~翌9:00
見本市、展示会等に利用する場合					
全館利用	開催日	300,000	300,000	330,000	900,000
	準備・撤去	210,000	210,000	231,000	630,000
1階フロア利用	開催日	250,000	250,000	275,000	750,000
	準備・撤去	175,000	175,000	192,500	525,000
2階フロア利用	開催日	100,000	100,000	110,000	300,000
	準備・撤去	70,000	70,000	77,000	210,000
見本市、展示会等以外に利用する場合					
入場料を徴収しない場合					
全館利用	開催日	147,000	147,000	161,700	441,000
	準備・撤去	102,900	102,900	113,190	308,700
1階フロア利用	開催日	122,500	122,500	134,750	367,500
	準備・撤去	85,750	85,750	94,325	257,250
2階フロア利用	開催日	49,000	49,000	53,900	147,000
	準備・撤去	34,300	34,300	37,730	102,900
入場料の最高額が千円未満の場合					
全館利用	開催日	210,000	210,000	231,000	630,000
	準備・撤去	147,000	147,000	161,700	441,000
1階フロア利用	開催日	175,000	175,000	192,500	525,000
	準備・撤去	122,500	122,500	134,750	367,500
2階フロア利用	開催日	70,000	70,000	77,000	210,000
	準備・撤去	49,000	49,000	53,900	147,000
入場料の最高額が千円以上3千円未満の場合					
全館利用	開催日	300,000	300,000	330,000	900,000
	準備・撤去	210,000	210,000	231,000	630,000
1階フロア利用	開催日	250,000	250,000	275,000	750,000
	準備・撤去	175,000	175,000	192,500	525,000
2階フロア利用	開催日	100,000	100,000	110,000	300,000
	準備・撤去	70,000	70,000	77,000	210,000
入場料の最高額が3千円以上5千円未満の場合					
全館利用	開催日	390,000	390,000	429,000	1,170,000
	準備・撤去	273,000	273,000	300,300	819,000
1階フロア利用	開催日	325,000	325,000	357,500	975,000
	準備・撤去	227,500	227,500	250,250	682,500
2階フロア利用	開催日	130,000	130,000	143,000	390,000
	準備・撤去	91,000	91,000	100,100	273,000
入場料の最高額が5千円以上の場合					
全館利用	開催日	507,000	507,000	557,700	1,521,000
	準備・撤去	354,900	354,900	390,390	1,064,700
1階フロア利用	開催日	422,500	422,500	464,750	1,267,500
	準備・撤去	295,750	295,750	325,325	887,250
2階フロア利用	開催日	169,000	169,000	185,900	507,000
	準備・撤去	118,300	118,300	130,130	354,900

備考

- 1 「見本市、展示会等に利用する場合」とは、商品その他物産品の需要開拓、企業・組合等の営業推進、イメージアップもしくは人材の確保または产地もしくは地域の活性化を目的として開催される催しであって、商品その他物産品を展示し、もしくは販売するものまたは技術、歴史、文化等に関する情報の提供その他交流を行うために利用する場合をいう。
- 2 「入場料」とは、入場料、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場の対価として入場者から徴収するものをいう。
- 3 入場料を徴収する見本市・展示会等で、当該入場料の最高額が3,000円以上の場合の利用料金は、当該利用を入場料を徴収する場合に係る利用とみなして、この表を適用する。
- 4 9:00から17:00まで、13:00から21:00まで引き続き利用する場合の利用料金は、上記利用時間区分に応じたそれぞれの利用料金を合計した額とする。
- 5 「夜間の利用」とは、17:00から翌日の9:00までの間に1時間を単位として利用した場合の当該利用に係る時間という。
- 6 夜間の利用に係る利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数の時間は1時間として計算する。

(2)メインホール:平日利用(県内事業者)

(単位:円)

区分	利用時間区分				
	(午前) 9:00~13:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:00~21:00	(全日) 9:00~21:00	夜間の使用1時間 17:00~翌9:00
見本市、展示会等に利用する場合					
全館利用	開催日	240,000	240,000	264,000	720,000
	準備・撤去	168,000	168,000	184,800	504,000
1階フロア利用	開催日	200,000	200,000	220,000	600,000
	準備・撤去	140,000	140,000	154,000	420,000
2階フロア利用	開催日	80,000	80,000	88,000	240,000
	準備・撤去	56,000	56,000	61,600	168,000
見本市、展示会等以外に利用する場合					
入場料を徴収しない場合					
全館利用	開催日	117,600	117,600	129,360	352,800
	準備・撤去	82,320	82,320	90,552	246,960
1階フロア利用	開催日	98,000	98,000	107,800	294,000
	準備・撤去	68,600	68,600	75,460	205,800
2階フロア利用	開催日	39,200	39,200	43,120	117,600
	準備・撤去	27,440	27,440	30,184	82,320
入場料の最高額が千円未満の場合					
全館利用	開催日	168,000	168,000	184,800	504,000
	準備・撤去	117,600	117,600	129,360	352,800
1階フロア利用	開催日	140,000	140,000	154,000	420,000
	準備・撤去	98,000	98,000	107,800	294,000
2階フロア利用	開催日	56,000	56,000	61,600	168,000
	準備・撤去	39,200	39,200	43,120	117,600
入場料の最高額が千円以上3千円未満の場合					
全館利用	開催日	240,000	240,000	264,000	720,000
	準備・撤去	168,000	168,000	184,800	504,000
1階フロア利用	開催日	200,000	200,000	220,000	600,000
	準備・撤去	140,000	140,000	154,000	420,000
2階フロア利用	開催日	80,000	80,000	88,000	240,000
	準備・撤去	56,000	56,000	61,600	168,000
入場料の最高額が3千円以上5千円未満の場合					
全館利用	開催日	312,000	312,000	343,200	936,000
	準備・撤去	218,400	218,400	240,240	655,200
1階フロア利用	開催日	260,000	260,000	286,000	780,000
	準備・撤去	182,000	182,000	200,200	546,000
2階フロア利用	開催日	104,000	104,000	114,400	312,000
	準備・撤去	72,800	72,800	80,080	218,400
入場料の最高額が5千円以上の場合					
全館利用	開催日	405,600	405,600	446,160	1,216,800
	準備・撤去	283,920	283,920	312,312	851,760
1階フロア利用	開催日	338,000	338,000	371,800	1,014,000
	準備・撤去	236,600	236,600	260,260	709,800
2階フロア利用	開催日	135,200	135,200	148,720	405,600
	準備・撤去	94,640	94,640	104,104	283,920

備考

- 1 「見本市、展示会等に利用する場合」とは、商品その他物産品の需要開拓、企業・組合等の営業推進、イメージアップもしくは人材の確保または产地もしくは地域の活性化を目的として開催される催しであって、商品その他物産品を展示し、もしくは販売するものまたは技術、歴史、文化等に関する情報の提供その他交流を行うために利用する場合をいう。
- 2 「入場料」とは、入場料、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場の対価として入場者から徴収するものをいう。
- 3 入場料を徴収する見本市・展示会等で、当該入場料の最高額が3,000円以上の場合の利用料金は、当該利用を入場料を徴収する場合に係る利用とみなして、この表を適用する。
- 4 9:00から17:00まで、13:00から21:00まで引き続き利用する場合の利用料金は、上記利用時間区分に応じたそれぞれの利用料金を合計した額とする。
- 5 「夜間の利用」とは、17:00から翌日の9:00までの間に1時間を単位として利用した場合の当該利用に係る時間をいう。
- 6 夜間の利用に係る利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数の時間は1時間として計算する。
- 7 「県内事業者」とは、県内に住所または所在地を有する法人または個人をいう。

(3)メインホール:休日利用

(単位:円)

区分	利用時間区分				
	(午前) 9:00~13:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:00~21:00	(全日) 9:00~21:00	夜間の使用1時間 17:00~翌9:00
見本市、展示会等に利用する場合					
全館利用	開催日	360,000	360,000	396,000	1,080,000
	準備・撤去	252,000	252,000	277,200	756,000
1階フロア利用	開催日	300,000	300,000	330,000	900,000
	準備・撤去	210,000	210,000	231,000	630,000
2階フロア利用	開催日	120,000	120,000	132,000	360,000
	準備・撤去	84,000	84,000	92,400	252,000
見本市、展示会等以外に利用する場合					
入場料を徴収しない場合					
全館利用	開催日	176,400	176,400	194,040	529,200
	準備・撤去	123,480	123,480	135,828	370,440
1階フロア利用	開催日	147,000	147,000	161,700	441,000
	準備・撤去	102,900	102,900	113,190	308,700
2階フロア利用	開催日	58,800	58,800	64,680	176,400
	準備・撤去	41,160	41,160	45,276	123,480
入場料の最高額が千円未満の場合					
全館利用	開催日	252,000	252,000	277,200	756,000
	準備・撤去	176,400	176,400	194,040	529,200
1階フロア利用	開催日	210,000	210,000	231,000	630,000
	準備・撤去	147,000	147,000	161,700	441,000
2階フロア利用	開催日	84,000	84,000	92,400	252,000
	準備・撤去	58,800	58,800	64,680	176,400
入場料の最高額が千円以上3千円未満の場合					
全館利用	開催日	360,000	360,000	396,000	1,080,000
	準備・撤去	252,000	252,000	277,200	756,000
1階フロア利用	開催日	300,000	300,000	330,000	900,000
	準備・撤去	210,000	210,000	231,000	630,000
2階フロア利用	開催日	120,000	120,000	132,000	360,000
	準備・撤去	84,000	84,000	92,400	252,000
入場料の最高額が3千円以上5千円未満の場合					
全館利用	開催日	468,000	468,000	514,800	1,404,000
	準備・撤去	327,600	327,600	360,360	982,800
1階フロア利用	開催日	390,000	390,000	429,000	1,170,000
	準備・撤去	273,000	273,000	300,300	819,000
2階フロア利用	開催日	156,000	156,000	171,600	468,000
	準備・撤去	109,200	109,200	120,120	327,600
入場料の最高額が5千円以上の場合					
全館利用	開催日	608,400	608,400	669,240	1,825,200
	準備・撤去	425,880	425,880	468,468	1,277,640
1階フロア利用	開催日	507,000	507,000	557,700	1,521,000
	準備・撤去	354,900	354,900	390,390	1,064,700
2階フロア利用	開催日	202,800	202,800	223,080	608,400
	準備・撤去	141,960	141,960	156,156	425,880

備考

- 1 「休日」とは、土曜日、日曜日および国民の休日に関する法律(昭和23年法律第176号)に規定する休日をいう。
- 2 「見本市、展示会等に利用する場合」とは、商品その他物産品の需要開拓、企業・組合等の営業推進、イメージアップもしくは人材の確保または产地もしくは地域の活性化を目的として開催される催しであって、商品その他物産品を展示し、もしくは販売するものまたは技術、歴史、文化等に関する情報の提供その他交流を行うために利用する場合をいう。
- 3 「入場料」とは、入場料、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場の対価として入場者から徴収するものをいう。
- 4 入場料を徴収する見本市・展示会等で、当該入場料の最高額が3,000円以上の場合の利用料金は、当該利用を入場料を徴収する場合に係る利用とみなして、この表を適用する。
- 5 9:00から17:00まで、13:00から21:00まで引き続き利用する場合の利用料金は、上記利用時間区分に応じたそれぞれの利用料金を合計した額とする。
- 6 「夜間の利用」とは、17:00から翌日の9:00までの間に1時間を単位として利用した場合の当該利用に係る時間をいう。
- 7 夜間の利用に係る利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数の時間は1時間として計算する。

(4)メインホール1階フロア2分の1分割利用

平日利用

(単位:円)

区分	利用時間区分				
	(午前) 9:00～13:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 17:00～21:00	(全日) 9:00～21:00	夜間の使用1時間 17:00～翌9:00
見本市、展示会等に利用する場合	開催日 137,500	137,500	151,250	412,500	41,250
	準備・撤去 96,250	96,250	105,875	288,750	28,875
見本市、展示会等以外に利用する場合					
入場料を徴収しない場合	開催日 67,375	67,375	74,112	202,125	20,212
	準備・撤去 47,162	47,162	51,878	141,487	14,148
入場料の最高額が千円未満の場合	開催日 96,250	96,250	105,875	288,750	28,875
	準備・撤去 67,375	67,375	74,112	202,125	20,212
入場料の最高額が千円以上3千円未満の場合	開催日 137,500	137,500	151,250	412,500	41,250
	準備・撤去 96,250	96,250	105,875	288,750	28,875
入場料の最高額が3千円以上5千円未満の場合	開催日 178,750	178,750	196,625	536,250	53,625
	準備・撤去 125,125	125,125	137,637	375,375	37,537
入場料の最高額が5千円以上の場合	開催日 232,375	232,375	255,612	697,125	69,712
	準備・撤去 162,662	162,662	178,928	487,987	48,798

平日利用(県内事業者)

(単位:円)

区分	利用時間区分				
	(午前) 9:00～13:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 17:00～21:00	(全日) 9:00～21:00	夜間の使用1時間 17:00～翌9:00
見本市、展示会等に利用する場合	開催日 110,000	110,000	121,000	330,000	33,000
	準備・撤去 77,000	77,000	84,700	231,000	23,100
見本市、展示会等以外に利用する場合					
入場料を徴収しない場合	開催日 53,900	53,900	59,290	161,700	16,170
	準備・撤去 37,730	37,730	41,503	113,190	11,319
入場料の最高額が千円未満の場合	開催日 77,000	77,000	84,700	231,000	23,100
	準備・撤去 53,900	53,900	59,290	161,700	16,170
入場料の最高額が千円以上3千円未満の場合	開催日 110,000	110,000	121,000	330,000	33,000
	準備・撤去 77,000	77,000	84,700	231,000	23,100
入場料の最高額が3千円以上5千円未満の場合	開催日 143,000	143,000	157,300	429,000	42,900
	準備・撤去 100,100	100,100	110,110	300,300	30,030
入場料の最高額が5千円以上の場合	開催日 185,900	185,900	204,490	557,700	55,770
	準備・撤去 130,130	130,130	143,143	390,390	39,039

休日利用

(単位:円)

区分	利用時間区分				
	(午前) 9:00～13:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 17:00～21:00	(全日) 9:00～21:00	夜間の使用1時間 17:00～翌9:00
見本市、展示会等に利用する場合	開催日 165,000	165,000	181,500	495,000	49,500
	準備・撤去 115,500	115,500	127,050	346,500	34,650
見本市、展示会等以外に利用する場合					
入場料を徴収しない場合	開催日 80,850	80,850	88,935	242,550	24,255
	準備・撤去 56,595	56,595	62,254	169,785	16,978
入場料の最高額が千円未満の場合	開催日 115,500	115,500	127,050	346,500	34,650
	準備・撤去 80,850	80,850	88,935	242,550	24,255
入場料の最高額が千円以上3千円未満の場合	開催日 165,000	165,000	181,500	495,000	49,500
	準備・撤去 115,500	115,500	127,050	346,500	34,650
入場料の最高額が3千円以上5千円未満の場合	開催日 214,500	214,500	235,950	643,500	64,350
	準備・撤去 150,150	150,150	165,165	450,450	45,045
入場料の最高額が5千円以上の場合	開催日 278,850	278,850	306,735	836,550	83,655
	準備・撤去 195,195	195,195	214,714	585,585	58,558

備考

- 1 「休日」とは、土曜日、日曜日および国民の休日に関する法律(昭和23年法律第176号)に規定する休日をいう。
- 2 「見本市、展示会等に利用する場合」とは、商品その他物産品の需要開拓、企業・組合等の営業推進、イメージアップもしくは人材の確保または産地もしくは地域の活性化を目的として開催される催しであって、商品その他物産品を展示し、もしくは販売するものまたは技術、歴史、文化等に関する情報の提供その他交流を行うために利用する場合をいう。
- 3 「入場料」とは、入場料、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場の対価として入場者から徴収するものをいう。
- 4 入場料を徴収する見本市・展示会等で、当該入場料の最高額が3,000円以上の場合の利用料金は、当該利用を入場料を徴収する場合に係る利用とみなして、この表を適用する。
- 5 9:00から17:00まで、13:00から21:00まで引き続き利用する場合の利用料金は、上記利用時間区分に応じたそれぞれの利用料金を合計した額とする。
- 6 「夜間の利用」とは、17:00から翌日の9:00までの間に1時間を単位として利用した場合の当該利用に係る時間をいう。
- 7 夜間の利用に係る利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数の時間は1時間として計算する。
- 8 「県内事業者」とは、県内に住所または所在地を有する法人または個人をいう。

(5)イベントホール諸室

(単位:円)

区分	利用時間区分				
	(午前) 9:00～13:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 17:00～21:00	(全日) 9:00～21:00	夜間の使用1時間 17:00～翌9:00
南商談室	2,800	2,800	3,100	8,400	900
北商談室	3,000	3,000	3,300	9,000	900
南主催者室	2,700	2,700	3,000	8,100	800
北主催者室	3,000	3,000	3,300	9,000	900
南控室	1,700	1,700	1,800	5,100	500
北控室	1,700	1,700	1,800	5,100	500
シャワールーム	利用者ごとに1日 3,000円				

備考

- 1 「見本市、展示会等に利用する場合」とは、商品その他物産品の需要開拓、企業・組合等の営業推進、イメージアップもしくは人材の確保または産地もしくは地域の活性化を目的として開催される催しであって、商品その他物産品を展示し、もしくは販売するものまたは技術、歴史、文化等に関する情報の提供その他交流を行うために利用する場合をいう。
- 2 「入場料」とは、入場料、会場整理協力金その他名称のいかんを問わず、入場の対価として入場者から徴収するものをいう。
- 3 入場料を徴収する見本市・展示会等で、当該入場料の最高額が3,000円以上の場合の利用料金は、当該利用を入場料を徴収する場合に係る利用とみなして、この表を適用する。
- 4 9:00から17:00まで、13:00から21:00まで引き続き利用する場合の利用料金は、上記利用時間区分に応じたそれぞれの利用料金を合計した額とする。
- 5 「夜間の利用」とは、17:00から翌日の9:00までの間に1時間を単位として利用した場合の当該利用に係る時間をいう。
- 6 夜間の利用に係る利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、当該端数の時間は1時間として計算する。

2 管理会議棟

(単位:円)

区分	利用時間区分					
	(午前) 9:00～13:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 17:00～21:00	(全日) 9:00～21:00	夜間の使用1時間 17:00～翌9:00	
小ホール	(展示会、見本市等に利用する場合)	30,100	30,100	33,100	90,300	9,030
	(展示会、見本市以外に利用する場合)	23,200	23,200	25,500	69,600	6,960
201・202 会議室	(全体利用)	8,500	8,500	9,400	25,500	2,550
	(分割利用の場合の1室)	4,300	4,300	4,700	12,800	1,280
101特別室		9,600	9,600	10,600	28,800	2,880
104研修室		4,200	4,200	4,600	12,600	1,260
103研修室		2,900	2,900	3,200	8,700	870
102研修室		2,900	2,900	3,200	8,700	870
ワークルーム		4,000	4,000	4,400	12,000	1,200

備考

- 1 「見本市、展示会等に利用する場合」とは、商品その他物産品の需要開拓、企業・組合等の営業推進、イメージアップもしくは人材の確保または産地もしくは地域の活性化を目的として開催される催しであって、商品その他物産品を展示し、もしくは販売するものまたは技術、歴史、文化等に関する情報の提供その他交流を行うために利用する場合をいう。
- 2 管理会議棟において冷暖房設備を利用する場合の基準額は、この表に定める額にその1割に相当する額を加算した額とする。
- 3 9:00から17:00まで、13:00から21:00まで引き続き利用する場合の利用料金は、上記利用時間区分に応じたそれぞれの利用料金を合計した額とする。
- 4 「夜間の利用」とは、17:00から翌日の9:00までの間に1時間を単位として利用した場合の当該使用に係る時間をいう。
- 5 午後から引き続き夜間の利用に係る利用時間が1時間に満たない端数がある場合は、当該端数の時間は1時間として計算す

3 屋外広場等

屋外広場、テラス、プロセニアム広場	1平方メートルにつき1時間 5円
-------------------	------------------

備考

- 1 屋外広場等の利用で利用料金を徴収する場合は、屋外広場等でテント、舞台、その他の仮設物で占有する場合または屋外広場等を商品その他の物産等の陳列で占有する場合とする。
- 2 利用時間は1時間単位とし、1時間に満たない端数がある場合は、当該端数の時間は1時間として計算する

別表第3(第8条関係)

区分	設備名	単位	利用料金(単位 円)
イベントホール棟	冷暖房設備	1時間	30,000
	机	1台	100
	いす	1脚	30
	可動席	1脚	60
	スポットライト	1台	350
	カッタースポットライト	1台	650
	フォロースポットライト	1台	4,000
	ライトスタンド	1台	500
	スピーカー	1台	1,000
	ステージフロントスピーカー	1組	10,000
	マイクロホン	1本	800
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,200
	マイクスタンド	1台	500
	つりバトン	1本	1,000
	仮設ステージ	1枚	1,500
	そで幕	1式	4,000
	演台	1式	2,000
	司会者卓	1式	1,000
	バレーボール用具	1式	1,000
	バレーボール専用コート	1式	50,000
	電光得点表示板	1台	20,000
	仮設木床	1枚	400
	展示パネル	1枚	150
	人工芝	1枚	400
	フォークリフト	1台	6,000
	無線LAN設備	1式	10,000
管理会議棟	ステージ	1台	1,000
	講師机	1台	1,000
	司会者台	1台	500
	マイクロホン	1本	800
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,200
	マイクスタンド	1台	500
	スポットライト	1列	2,500
	映像装置	1式	20,000
	可搬型映像装置	1式	6,500
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	1,000
	コピー黒板	1台	3,000
	表彰盆	1台	500
	トランシーバー	1台	500
	レインパックスタンド	1台	3,000
	CADシステム	1台1時間	200
	電気炉	1台1時間	600

備考

CADシステムおよび電気炉以外の設備の基準額は、1日ごとの基準額である。

別表第4(第8条関係)

区	分	単位	金額
イベントホール棟	メインホール	電気料 上水道料 下水道料	1KWh 1m ² 1m ²
管理会議棟	小ホール (展示会、見本市等に利用する場合に限る。)		理事長が定める額 理事長が定める額 理事長が定める額

別表第5(第9条関係)

区分	時期	金額
イベントホール棟またはイベントホール棟と併せて管理会議棟または屋外広場等を利用する場合	利用を許可した日から利用開始日の30日前まで	施設等の利用料金の全額
管理会議棟のみまたは屋外広場等のみを利用する場合	利用を許可した日から利用開始前日まで	施設等の利用料金の全額
第6条の利用変更の許可を受けた場合に追加で必要となる施設の利用料金(以下「追加利用料金」という。)	利用終了後理事長が定める日まで	追加利用料金の全額
利用変更の許可を受ける暇がなく追加で必要となった施設等の利用料金および冷暖房設備その他の設備の利用料金(以下この表において、「設備利用料金等」という。)ならびに実費料金	利用終了後1か月以内	設備利用料金等および実費料金の全額

備考 期日までに理由なく利用料金が納入されないときは、利用許可の取消し(第7条9号)をする場合がある。

別表第6（第10条関係） 利用料金の還付に関する基準

1 イベントホール棟

区分	返還率	キャンセル料率
災害その他やむを得ない理由による取消し	100%	0%
利用者の責めに帰することができない理由による取消し	100%	0%
利用開始日90日前までに利用変更申請・利用許可取消申出が行われたとき	90%	10%
利用開始日60日前までに利用変更申請・利用許可取消申出が行われたとき	60%	40%
利用開始日30日前までに利用変更申請・利用許可取消申出が行われたとき	30%	70%
利用開始日前30日を経過後に利用変更申請・利用許可取消申出が行われたとき	0%	100%

2 管理会議棟

区分	返還率	キャンセル料率
災害その他やむを得ない理由による取消し	100%	0%
利用者の責めに帰することができない理由による取消し	100%	0%
利用開始日前7日を経過後に利用変更申請・利用許可取消申出が行われたとき	0%	100%

備考

- 1 利用許可後、利用変更申請・利用許可取消申出が行われ、かつ第9条本文の規定による利用料金が前納されていなかった場合には、キャンセル料率に従い精算した利用料金を徴収する。
- 2 前項の利用変更申請に係る利用料金の徴収額は、申請前の利用料金から申請後の利用料金（設備等を除く）を差し引き、減額が発生したときに算定する。
- 3 第1項の利用許可取消申出に係る利用料金の徴収額は、申出前の利用申請に基づく利用料金（設備等を除く）に基づき算定する。

様式第1号(第4条関係)

		サンドーム福井利用申請書	年　月　日
一般財団法人 福井県産業会館理事長 様			
申請者	氏名または法人にあっては名称および代表者の氏名		
	住所 (電話番号)	〒　－ (　　－　－　　)	
	責任者の職・氏名 (電話番号)メールアドレス	(　　－　－　　)	
福井県産業振興施設(サンドーム福井)を利用したいので、下記のとおり申請します。 記			
利用目的 (展示会等の名称)			
利用日時	年　月　日　時　分から	時　分まで	
利用施設等	イベントホール棟 <input type="checkbox"/> 全館 <input type="checkbox"/> 1階単独 <input type="checkbox"/> 2階単独 <input type="checkbox"/> 1階分割		
	管理会議棟 <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 101特別室 <input type="checkbox"/> 102研修室 <input type="checkbox"/> 103研修室 <input type="checkbox"/> 104研修室 <input type="checkbox"/> 103・104研修室一体利用 <input type="checkbox"/> 201会議室 <input type="checkbox"/> 202会議室 <input type="checkbox"/> 201・202会議室一体利用 <input type="checkbox"/> ワーカルーム (施設・設備等は別紙のとおり)		
	<input type="checkbox"/> 屋外広場		
入場予定人員	人		
入場料の徴収	<input type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> なし (最高入場料 円) 入場料は、前売り、当日を問わず、最高入場料(消費税を除く)を記載して下さい。 入場料を徴収する催事等で、最高入場料が日によって変わる場合には、入場料についての資料を添付してください。		
その他	1 施設では職員の指示に従います。 2 許可の取消しまたは許可の停止を命ぜられた場合には直ちにこれに従い損害賠償等一切の求償行為は行いません。 3 準備または撤去は利用者の負担において速やかに行います。		
支払方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 財団専用納付書 <input type="checkbox"/> その他(　　)		

			催事名称			
利用日 施設	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	
メインホール						
全館利用	開催 時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
	準備・撤去 時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
1階単独利用	開催 時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
	準備・撤去 時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
2階単独利用	開催 時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
	準備・撤去 時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
1階分割利用	開催 時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
	準備・撤去 時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
南商談室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
北商談室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
南主催者室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
北主催者室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
南控室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
北控室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
シャワールーム	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
北売店	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
切符売場	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
調整室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
小ホール	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
101特別室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
102研修室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
103研修室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
104研修室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
103・104研修室一体利用	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
201会議室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
202会議室	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
201・202会議室一体利用	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
ワーカルーム	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
屋外広場([㎡])	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分

設備等利用日程

		催事名称					
備品	単位	利用日および利用数量					
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
イベントホール棟							
机	1 台						
椅子	1 脚						
可動席	1 脚						
スポットライト①	1 台						
スポットライト②	1 台						
カッタースポットライト	1 台						
フォロースポットライト	1 台						
ライトスタンド	1 台						
ステージスピーカー	1 台						
フロントスピーカー	1 組						
ハネカエリスピーカー	1 台						
メインマイク	1 本						
ボーカルマイク	1 本						
スピーチマイク	1 本						
ワイヤレスマイク (ハンド)	1 本						
ワイヤレスマイク (タイピン)	1 本						
卓上マイクスタンド	1 台						
床上マイクスタンド	1 台						
ステージバトン	1 本						
センターバトン	1 本						
仮設ステージ	1 枚						
バック幕	1 式						
サイド幕	1 式						
演台	1 式						
司会者卓	1 式						
バレーボール用具	1 式						
バレーボール専用コート	1 式						
仮設木床	1 枚						
無線LAN設備	1 式						
管理会議棟							
ステージ	1 式						
講師机	1 式						
司会者台	1 式						
ダイナミックマイク	1 本						
ワイヤレスマイク (ハンド)	1 本						
ワイヤレスマイク (タヒン)	1 本						
卓上マイクスタンド	1 台						
床上マイクスタンド	1 台						
スポットライト	1 列						
映像装置	1 式						
可搬型映像装置	1 式						
O H P	1 台						
電気炉	1 台						
その他共通							
展示パネル①	1 枚						
展示パネル②	1 枚						
表彰盆	1 個						
レインパックスタンド	1 式						
白布	1 枚						

様式第2号(第5条関係)

サンドーム福井利用許可書

福産第
年月日

様

一財団法人 福井県産業会館
理 事 長 名 印

年 月 日付けをもって申請のあつた福井県産業振興施設(サンドーム福井)の利用について下記のとおり許可します。

記

利用目的 (展示会等の名称)	
利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで
利用施設等	
利用料金	
利用の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設では職員の指示に従うこと。 2 許可された利用目的以外に利用しないこと。 3 準備または撤去は利用者の負担において速やかに行うこと。 4 施設の利用を終了したときは、ただちに利用場所を現状に復し、職員の検査を受けなければならない。 5 施設、設備および備品等をき損したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用期間中における人身事故および展示物・諸用品等の盗難、破損事故等については、当財団はその責を負いません。 2 天災、火災、停電、事故の発生、施設等の工事遅延、設備の破損など不測の事態により施設等の利用が不能となったとき、当財団はその責を負いません。 3 災害発生時において、福井県が利用する必要が生じたとき、または新型インフルエンザ対策のため福井県等から開催中止勧告等があったときなど、利用許可を取り消すことがあります。 4 この許可は到達の日をもって発効します。 5 福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例第14条(平成7年、福井県条例第7号)の規定に基づき、原則として前納いただいた利用料金は還付しません。 6 利用料金の前納がなく、利用者の責による利用の変更・取消しが行われた場合、別に定める利用料金を請求することができます。

様式第3号(第6条関係)

サンドーム福井利用変更申請書

年 月 日

一財団法人 福井県産業会館理事長 様

申請者	氏名または法人にあっては名称および代表者の氏名	
	住所 (電話番号)	〒 - - - - - (- - - -)
	責任者の職・氏名 (電話番号)メールアドレス	(- - - -)

年 月 日付け福産第 号により利用許可を受けた福井県産業振興施設(サンドーム福井)の利用を変更したいので、下記(下線部が変更箇所)のとおり申請します。

記

利用目的 (展示会等の名称)	
利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで
利用施設等	イベントホール棟 <input type="checkbox"/> 全館 <input type="checkbox"/> 1階単独 <input type="checkbox"/> 2階単独 <input type="checkbox"/> 1階分割
	管理会議棟 <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 101特別室 <input type="checkbox"/> 102研修室 <input type="checkbox"/> 103研修室 <input type="checkbox"/> 104研修室 <input type="checkbox"/> 103・104研修室一体利用 <input type="checkbox"/> 201会議室 <input type="checkbox"/> 202会議室 <input type="checkbox"/> 201・202会議室一体利用 <input type="checkbox"/> ワーカルーム (施設・設備等は別紙のとおり)
	<input type="checkbox"/> 屋外広場
入場予定人員	人
入場料の徴収	<input type="checkbox"/> あり・ <input type="checkbox"/> なし (最高入場料 円) 入場料は、前売り、当日を問わず、最高入場料(消費税を除く)を記載して下さい。 入場料を徴収する催事等で、最高入場料が日によって変わる場合には、入場料についての資料を添付してください。
その他	1 施設では職員の指示に従います。 2 許可の取消しまたは許可の停止を命ぜられた場合には直ちにこれに従い損害賠償等一切の求償行為は行いません。 3 準備または撤去は利用者の負担において速やかに行います。
支払方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 財団専用納付書 <input type="checkbox"/> その他()

*全ての欄を記入し、変更箇所について下線を付してください。

			催事名称				
利用日 施設	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	月 日()	
メインホール							
全館利用	開催	時 分～ 時 分					
	準備・撤去	時 分～ 時 分					
1階単独利用	開催	時 分～ 時 分					
	準備・撤去	時 分～ 時 分					
2階単独利用	開催	時 分～ 時 分					
	準備・撤去	時 分～ 時 分					
1階分割利用	開催	時 分～ 時 分					
	準備・撤去	時 分～ 時 分					
南商談室		時 分～ 時 分					
北商談室		時 分～ 時 分					
南主催者室		時 分～ 時 分					
北主催者室		時 分～ 時 分					
南控室		時 分～ 時 分					
北控室		時 分～ 時 分					
シャワールーム		時 分～ 時 分					
北売店		時 分～ 時 分					
切符売場		時 分～ 時 分					
調整室		時 分～ 時 分					
		時 分～ 時 分					
		時 分～ 時 分					
小ホール		時 分～ 時 分					
101特別室		時 分～ 時 分					
102研修室		時 分～ 時 分					
103研修室		時 分～ 時 分					
104研修室		時 分～ 時 分					
103・104研修室一体利用		時 分～ 時 分					
201会議室		時 分～ 時 分					
202会議室		時 分～ 時 分					
201・202会議室一体利用		時 分～ 時 分					
ワーカルーム		時 分～ 時 分					
屋外広場([㎡])		時 分～ 時 分					

設備等利用日程

		催事名称					
備品	単位	利用日および利用数量					
		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
イベントホール棟							
机	1 台						
椅子	1 脚						
可動席	1 脚						
スポットライト①	1 台						
スポットライト②	1 台						
カッタースポットライト	1 台						
フォロースポットライト	1 台						
ライトスタンド	1 台						
ステージスピーカー	1 台						
フロントスピーカー	1 組						
ハネカエリスピーカー	1 台						
メインマイク	1 本						
ボーカルマイク	1 本						
スピーチマイク	1 本						
ワイヤレスマイク (ハンド)	1 本						
ワイヤレスマイク (タイピン)	1 本						
卓上マイクスタンド	1 台						
床上マイクスタンド	1 台						
ステージバトン	1 本						
センターバトン	1 本						
仮設ステージ	1 枚						
バック幕	1 式						
サイド幕	1 式						
演台	1 式						
司会者卓	1 式						
バレーボール用具	1 式						
バレーボール専用コート	1 式						
仮設木床	1 枚						
無線LAN設備	1 式						
管理会議棟							
ステージ	1 式						
講師机	1 式						
司会者台	1 式						
ダイナミックマイク	1 本						
ワイヤレスマイク (ハンド)	1 本						
ワイヤレスマイク (タヒン)	1 本						
卓上マイクスタンド	1 台						
床上マイクスタンド	1 台						
スポットライト	1 列						
映像装置	1 式						
可搬型映像装置	1 式						
O H P	1 台						
電気炉	1 台						
その他共通							
展示パネル①	1 枚						
展示パネル②	1 枚						
表彰盆	1 個						
レインパックスタンド	1 式						
白布	1 枚						

様式第4号(第6条関係)

サンドーム福井利用変更許可書

福産第
年 月 日
号

様

一財団法人 福井県産業会館
理 事 長 名 印

年 月 日付けをもって変更申請のあった福井県産業振興施設(サンドーム福井)の利用(下線部が
変更箇所)について下記のとおり許可します。

記

利用目的 (展示会等の名称)	
利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで
利用施設等	
利用の条件	年 月 日付け福産第 号(利用許可書)に記載した内容と同じ。 ※必要に応じ加除修正
その他	年 月 日付け福産第 号(利用許可書)に記載した内容と同じ。 ※必要に応じ加除修正

様式第5号(第7条関係)

サンドーム福井利許可取消通知書

福産第
年 月 号

様

一財団法人 福井県産業会館
理 事 長 名 印

年 月 日付け福産第 号をもって許可した下記の福井県産業振興施設(サンドーム福井)の
利用については、これを取消します。

記

利用目的 (展示会等の名称)																					
利用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで	年	月	日	時	分から	時	分まで	年	月	日	時	分から	時	分まで
利用施設等																					
取消しの理由																					

様式第6号(第7条関係)

サンドーム福井利用許可取消申出書

年 月 日

一財団法人 福井県産業会館理事長 様

申請者	氏名または法人にあっては 名称および代表者の氏名	
	住所 (電話番号)	〒 - - - - - (- - - -)
	責任者の職・氏名 (電話番号)メールアドレス	(- - - -)

年 月 日付け福産第 号により利用許可を受けた下記の福井県産業振興施設(サンドーム福井)の利用を取消したいので、下記のとおり申し出ます。

記

利用目的 (展示会等の名称)	
利用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで
利用施設等	イベントホール棟 <input type="checkbox"/> 全館 <input type="checkbox"/> 1階単独 <input type="checkbox"/> 2階単独 <input type="checkbox"/> 1階分割
	管理会議棟 <input type="checkbox"/> 小ホール <input type="checkbox"/> 101特別室 <input type="checkbox"/> 102研修室 <input type="checkbox"/> 103研修室 <input type="checkbox"/> 104研修室 <input type="checkbox"/> 103・104研修室一体利用 <input type="checkbox"/> 201会議室 <input type="checkbox"/> 202会議室 <input type="checkbox"/> 201・202会議室一体利用 <input type="checkbox"/> ワーカルーム (施設・設備等は別紙のとおり)
	<input type="checkbox"/> 屋外広場